

一般社団法人鹿角青年会議所定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は、一般社団法人鹿角青年会議所（英文名 Junior Chamber International KAZUNO）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を秋田県鹿角市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の発展をはかり、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と、平和に寄与することを目的とする。学術、技芸、慈善その他公益に関する事業であって「不特定」かつ「多数」のもの利益の増進に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

3 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(事 業)

第5条 本会議所は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、文化等に関する調査研究及びその改善に資する計画の立案並びにその実現を推進する諸事業
- (2) 指導力啓発の知識及び教養の修得、向上並びに能力の開発を利する事業
- (3) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内国外の青年会議所その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (4) その他会議所の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 本会議所の会員は、次の種別とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の会員とする。

- (1) 正会員
鹿角市、鹿角郡及びその周辺に住所又は勤務先を有する満20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、事業年度中に満40歳に達した場合その年度内は正会員としての資格を有する。
- (2) 準会員
正会員に成り得る資格を持つ青年であり、正会員となる前に予備会員として本会議所の知識を得たいと希望する者で、理事会において入会を承認されたものを準会員とする
- (3) 特別会員
40歳に達した事業年度の終了する日に正会員であったもので、理事会の承認及び会員資格規定で定める手続きを経たものを特別会員とする。
- (4) 名誉会員

本会議所に功労のあった者で、理事会で承認されたものを名誉会員とする。名誉会員からは会費を徴収しない。

(5) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は法人、その他団体で理事会において承認されたものを賛助会員とする。

(入 会)

第7条 本会議所の正会員及び準会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 この他入会に関する事項は、会員資格規定に定める。

(会員の権利)

第8条 正会員は、本定款に定めるもののほか、会議所の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 準会員、特別会員、名誉会員、賛助会員については会員資格規定に定める。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款その他規定を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

2 会員は会員資格規定に定める会費を納入しなければならない。但し、理事等の役員が制限年齢に達した翌年度までの職務を担っている場合はこの限りではない。

(休 会)

第10条 会員がやむを得ぬ事由により長期出席できないときは、理事会の承認を得て休会することができる。ただし休会中の会費は、これを免除しない。

2 このほか休会に関する事項は、会員資格規定に定める。

(会員資格の喪失)

第11条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

1. 法人または団体が解散したとき。
2. 第12条により退会したとき。
3. 死亡または失踪宣言を受けたとき。
4. 総正会員の同意があったとき。
5. 第13条により除名されたとき。
6. 成人被後見人又は被保佐人になったとき。

(退 会)

第12条 会員は、本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、本会議所は当該会員に対し、総会の1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明をする機会を与えなければならない。

1. 会議所の目的遂行に反する行為のあるとき。
2. 会議所の秩序を乱す行為のあるとき。
3. 会費納入義務を履行しないとき。

4. 本会議所の定款又は規則に違反したとき。
5. その他除名すべき正当な事由があるとき。
6. その他会員として適当でないと認められたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

- 2 本会議所は会員がその資格を喪失しても、既納の会費、その他拠出金品はこれを返還しない。

第3章 役員

(役員を設置)

第15条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上 30名以内
 - (2) 監事 2人以上
- 2 前項の理事のうち、1名を理事長、2名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする
 - 4 本会議所の理事は正会員でなければならない。
 - 5 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は総会の会議によって選任及び解任する。

- 2 理事は本会議所の正会員のうちから選任しなければならない。
- 3 監事は本会議所の会員のうちから選任しなければならない。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。
ただし、理事長及び専務理事を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者及び専務理事候補者選出し、理事会において、当該候補者を選定する方法によることができる。
- 5 本会議所の理事のうち、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 6 本会議所の監事には、本会議所の理事（親族その他特殊関係がある者を含む。）及び本会議所の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊な関係があってはならない。
- 7 そのほか役員を選任に関して必要な事項は、役員選任に関する規定に定める。

(理事の職務・権限)

第17条 理事は理事会を構成し、本定款で定めるところにより本会議所の職務の執行を決定する。

- 2 理事長は本会議所を代表し、職務を執行する。

- 3 副理事長は、理事長の職務の執行を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の常務を処理する。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第18条 監事は理事の職務の執行を監視し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事および使用人に対して事業の報告を求め、または本会議所の業務及び財産の状況を調査することが出来る。

(理事への報告義務)

第19条 監事は理事が不正の行為をし、もしくは該当行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事への出席義務)

第20条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に関する報告義務)

第21条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他資料を調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第22条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他資料を調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、

任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利を有する。

(解任)

第24条 役員は総会の決議により解任することができる。

(直前理事長)

第25条 本会議所に直前理事長を1名置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、理事の職務について必要な助言を行わなければならない。
- 3 直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 直前理事長の任期、辞任及び解任に関しては、第23条第1項及び第24条の規定を準用する。

(顧問)

第26条 本会議所に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本会議所に対し、必要な助言を行うことができる。
- 4 顧問の任期、辞任及び解任に関しては、第23条第1項及び第24条の規定を準用する。

(報酬)

第27条 理事、監事、直前理事長及び顧問は無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給することができることとする。

- 2 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会議書の事業の部類に属する取引。
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会議書との取引。
 - (3) 本会議所がその理事の責務を保障することその他理事外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては第41条に定める理事会の規定によるものとする。

4 (責任の免除)

第29条 本会議所は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の定める額を限度として免除することができる。

第4章 総 会

(総会の構成)

第30条 会議所の総会は、正会員をもって構成する。但し正会員以外の会員に対しても通知を送り、出席を求めることができる。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の会員総会とする。

(総会の権限)

第31条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定ならびに変更。
- (3) 事業報告及び会計報告の承認。
- (4) 役員を選任及び解任。
- (5) 会費の額の決定並びに変更。
- (6) 解散及び残金財産の処分。
- (7) 正会員の資格を有しない監事は無報酬とする。
- (8) 会員の除名。
- (9) その他特に重要な事項。

(総会の開催)

第32条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(総会の招集)

第33条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

- 2 総会を招集する場合は次に掲げる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 3 事務長は、5 分の 1 以上の正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったときは、請求のあった日から 30 日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

- 5 (総会の議長)

第34条 総会の議長は当該総会において正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第35条 総会における議決権は正会員 1 名につき 1 個とする。

(総会の定足数)

第36条 総会は総正会員の議決権の過半数を有する会員の出席により成立する。

(総会の決議)

第37条 総会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人法第 49 条第 2 項及び本定款に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、創生会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数

をもってこれを決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでのものを選任する。

(総会の議決権行使の委任)

第38条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、法令の定める所により他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第39条 総会の議事については、法令の定める所により、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には出席した正会員数の中から指名された議事録署名人2名が署名捺印しなければならない。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第40条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第41条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長ならびに専務理事の選定及び解職。
- (2) 総会に日時及び場所、並びに議事に付すべき事項の決定。
- (3) 総会で決する以外の規定の制定、変更及び廃止に関する事項。
- (4) 事業計画及び収支予算の承認。
- (5) 前号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定
- (6) 理事の職務執行についての監督。
 - 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な職務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け。
 - (2) 多額の借財。
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任。
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止。
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の職務の適正を確保する為に必要な法令で定める体制の整備。
- (6) 第29条の責任の免除

(理事会の種類及び開催)

第42条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は毎月 1 回開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が自ら招集したとき。
 - (4) 第 20 条第 2 項及び第 3 項の規定により、監事から理事長招集の請求があったとき。
 - (5) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき。

(理事会の招集)

第43条 理事会は本定款に別に定める場合のほか理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 3 項第 2 項第 2 号の請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する者は、会議に日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに各理事、各監事、直前理事長等に対し通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、各理事及び各監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第44条 理事会の議長は理事長もしくは理事長が指名したものがこれにあたる。

(理事会の定足数)

第45条 理事会は決議に加わることのできる理事の半数以上の出席により成立する。

(理事会の決議)

第46条 理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(理事会の議事録)

第47条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに署名捺印しなければならない。

第 6 章 例会及び委員会

(例 会)

第48条 会議所は、第 5 条の事業を実施するため、又は実施した成果を発表するために事業計画に基づき、原則毎月 1 回以上例会を開催する。

- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第49条 会議所は、その目的達成に必要な事項を調査し、研究し、又は実施するために委員会を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 正会員及び準会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事、直前理事長及び顧問を除き、原則として全員がいずれかの委員会及び事務局に所属しなければならない。
- 5 その他委員会に関して必要な事項は運営規定に定める。

(室、会議、特別委員会)

第50条 本会議所は、事業を円滑に進めるため、室、会議、特別委員会を置くことができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、運営規定に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第51条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第52条 本会議所の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て、総会に報告しなければならない。

- 2 理事長は、第1項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。
ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(事業報告及び決算)

第53条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の付随明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付随明細書
 - (7) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を得なければならない。
 - 3 本会議所は、前項の総会の終結後速やかに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

第8章 管 理

(事務局)

第54条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長を置く。又必要に応じ事務局次長を置くことができる。
- 3 事務局長及び事務局次長は理事長が理事会の承認を経て理事の中から任命する。

- 4 事務局長及び事務局次長は専務理事を補佐し、事務を掌理する。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、庶務規定に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務局には次に掲げる帳簿及び書類を常備しておかなければならない。

- (1) 定款その他諸規定
- (2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 認定、許可、許可及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類
 - 2 前項の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるとともに、次条第2項に定める規定によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第56条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第57条 本会議所は、職務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする

(公告)

第58条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第59条 本定款は総会の決議により変更することができる。

- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

3 (合併等)

第60条 本会議所は、総会の決議により、ほかの一般社団法人・財団法人・財団法事法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第61条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により

解散する。

(残余財産の処分)

第62条 本会議所が解散等により清算するとき有する残余財産は総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第63条 本会議所の清算に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第64条 本会議所は、解散後においても清算終了までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

第10章 補 則

(清算人)

第65条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下整備法という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立を行ったときは、第51条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の時の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会議所の最初の理事長は小田嶋 伸一とする。
- 4 本規定は、2014年7月26日より一部改正する。
- 5 本規定は、2017年9月13日より一部改正する。